令和６年度千葉市ふるさと農園の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社マイファーム（以下「乙」という。）とは、令和６年３月８日付け甲乙間で締結した「千葉市ふるさと農園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第４８条第３項の規定に基づき、令和６年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第１条　令和６年度の事業年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日までをいう。）に係る指定管理料の額は、４０，７３１，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第２条　指定管理料の支払いは年１２回とし、基本協定書第５１条の規定に基づき乙の請求により支払うものとする。

令和６年４月分～令和７年３月分（１２回）　　月額　３，３９４，２５０円
（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（利益の還元）

第３条　基本協定書第７１条第３項に規定による利益の還元方法については、甲の発行する納入通知書により甲に納付するものとする。

（疑義の決定等）

第４条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年４月１日

甲　　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　　神谷　俊一

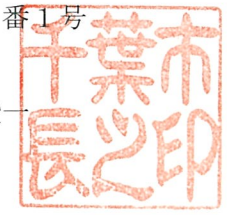

乙　　京都市下京区東塩小路町６０７番地　辰巳ビル１階
株式会社マイファーム
代表取締役　西辻　一真